

(別表)

経営安定化資金(経済環境変化等)の指定業種

(鹿児島市中小企業融資実施要綱第3条第4号イ)

対象期間：令和7年10月1日～令和7年12月31日

※1:この表に掲げる業種は、日本標準産業分類（令和5年7月改定）において分類された業種区分によるものとする。

※2:対象期間とは、鹿児島市長に対して認定を申請することができる期間をいう。

通番	日本標準 産業分類 (令和5年 7月改定) 細分類番号	指定業種名	通番	日本標準 産業分類 (令和5年 7月改定) 細分類番号	指定業種名
1	0113	野菜作農業（きのこ類の栽培を含む。）（製造加工設備を有するもやし栽培農業、作業所内において工場の生産設備（最小限温度又は湿度調節装置及び育成管理室を有することが必要。以下同じ。）をもって生産及び卸売する菌床栽培方式のきのこ栽培農業、並びに作業所内において工場の生産設備をもって生産及び卸売する苗床栽培方式のかいわれ大根栽培農業に限る。）	36	2915	配線器具・配線附属品製造業
			37	3141	航空機製造業
			38	3251	娯楽用具・玩具製造業（人形を除く。）
2	0559	その他の窯業原料用鉱物鉱業	39	3252	人形製造業
3	0599	他に分類されない鉱業	40	3294	モデル・模型製造業
4	0611	一般土木建築工事業	41	4214	モノレール鉄道業（地下鉄道業を除く。）
5	0651	木造建築工事業	42	4216	鋼索鉄道業
6	0732	鉄筋工事業	43	4219	その他の鉄道業
7	0795	防水工事業	44	4711	倉庫業（冷蔵倉庫業を除く。）
8	0914	乳製品製造業（処理牛乳、乳飲料を除く。）	45	5132	靴・履物卸売業
9	0951	砂糖製造業（砂糖精製業を除く。）	46	5215	食肉卸売業
10	0952	砂糖精製業	47	5322	プラスチック卸売業
11	1186	帽子製造業（帽体を含む。）	48	5412	建設機械・鉱山機械卸売業
12	1393	鏡縁・額縁製造業	49	5422	自動車部分品・附属品卸売業（中古品を除く。）
13	1411	パルプ製造業	50	5515	陶磁器・ガラス器卸売業
14	1452	角底紙袋製造業	51	5594	娯楽用品・玩具卸売業
15	1799	その他の石油製品・石炭製品製造業	52	5711	呉服・服地小売業
16	1832	輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く。）	53	6023	陶磁器・ガラス器小売業
17	1842	硬質プラスチック発泡製品製造業	54	6064	紙・文房具小売業
18	1898	他に分類されないプラスチック製品加工業	55	6072	玩具・娯楽用品小売業
19	1992	医療・衛生用ゴム製品製造業	56	6912	土地賃貸業
20	2142	食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業	57	6921	貸家業
21	2143	陶磁器製置物製造業	58	6922	貸間業
22	2147	陶磁器給付業	59	6931	駐車場業
23	2149	その他の陶磁器・同関連製品製造業	60	7421	建築設計業
24	2421	洋食器製造業	61	7451	一般計量証明業
25	2442	建設用金属製品製造業（鉄骨を除く。）	62	7452	環境計量証明業
26	2491	金庫製造業	63	7621	日本料理店
27	2511	ボイラ製造業	64	7641	すし店
28	2522	空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業	65	7692	お好み焼・焼きそば・たこ焼店
29	2533	物流運搬設備製造業	66	8299	他に分類されない教育、学習支援業
30	2596	他に分類されない汎用機械・装置製造業	67	8312	精神科病院
31	2611	農業用機械製造業（農業用器具を除く。）	68	8321	有床診療所
32	2631	化学繊維機械・紡績機械製造業	69	8811	し尿収集運搬業
33	2691	金属用金型・同部分品・附属品製造業	70	9099	他に分類されない修理業
34	2734	精密測定器製造業	71	9121	労働者派遣業
35	2911	発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業			